

新東京都GAP認証審査会設置要領

制定 令和5年4月1日 5産労農安第158号

(設 置)

第1条 新東京都GAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第18条に基づき、新東京都GAP認証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、新東京都GAPの認証の可否及び認証基準の設定に関する協議を行う。

(所 掌)

第2条 審査会は、要綱第4条第2項の協議に関して、申請書等の書類及びほ場、集出荷施設等の調査結果を確認するものとし、申請者の新東京都GAPの取組状況を審査するものとする。

(構 成)

第3条 審査会の委員は、有識者（学識経験者等）、農業団体の役職員及び東京都の農業行政機関の職員をもって構成し、東京都産業労働局農林水産部長が別に委嘱する。

2 農林水産部長は、必要があると認めるときは上記以外の者を委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長の設置・権限)

第5条

- (1) 審査会には委員長を置く。
- (2) 委員長は委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は委員会を統括し、議事の運営を行う。
- (4) 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(審査会の招集)

第6条 審査会は、東京都産業労働局農業振興事務所長が召集する。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、公益財団法人東京都農林水産振興財団地産地消推進課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。